

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第7条第1項の規定に基づくマンション管理士試験
(マンションの管理の適正化の推進に関する法律第7条第1項、第8条及び第11条第1項)

(1) 指定・登録基準

マンションの管理の適正化の推進に関する法律

(指定試験機関の指定)

第11条

- 3 国土交通大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。
- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 4 国土交通大臣は、第2項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
- 一 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人以外の者であること。
 - 二 その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。
 - 三 この法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。
 - 四 第24条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であること。
 - 五 その役員のうちに三及び法第13条第2項の規定による命令により解任され、その解任の日から2年を経過しない者があること。

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 財団法人 マンション管理センター
指定・登録時期 : 平成13年8月10日
法人の連絡先 : 東京都千代田区一ツ橋2-5-5
指定・登録の理由 : 他に申請者がなく、指定基準に合致していたため

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし

(4) 料金等と積算根拠

受験手数料 9,400円
積算根拠 2,524円(人件費)+6,965円(物件費)
≒9,400円